

○農林水産省令第四十六号  
植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）  
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規  
則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十二年七月三十日

農林水産大臣 山田 正彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「横須賀港」の下に「、姫  
川港」を、「平生港」の下に、「徳山下松港」を、「今  
治港」の下に、「新居浜港」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。